

個人情報の開示等の手続きについて

本会が管理する損金未払委託者に係る個人情報につき、ご本人又は代理人が当該情報の開示及び当該情報に対する異議の申立を求める場合には、以下の手続きにより行って下さい。

I. 情報の開示を求める場合

登録情報の開示は、本会でのみ受け付けております。（本会の会員では受け付けておりません。）

1. 開示請求できる方

ご本人またはご本人の代理人

2. 開示請求する方法

郵送または本会へご持参下さい。

（提出先）〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 7階

日本商品先物振興協会

電話番号 03-3664-5731

FAX番号 03-3664-5733

（取扱時間）平日午前9時～正午、午後1時～午後5時

3. 必要書類等

（1）登録情報開示申込書

所定の用紙に必要事項をご記入して下さい。

（2）本人確認資料（※1）

本人確認のための公的な証明書等の写し（氏名、生年月日、住所を確認できるもの）を添付して下さい。

① 本人がご持参または郵送の場合

※1に掲げる書類のうち、いずれか1点をご提出下さい。

② 代理人がご持参またはご郵送の場合

※1に掲げる書類のうち、gを除くいずれか1点をご提出下さい。

（3）代理人の本人確認資料等

代理人によって開示の請求を行う場合には、代理権を証する書面及び代理人の本人確認のための公的な証明書等の写しを添付して下さい。

（代理人とは、開示等を求める本人が委任した代理人を指します）

① 代理権を証する書面

本人の委任状（雛形別添）に、記入漏れのないよう本人にご記入いただき、本人の実印（印鑑証明書と同じ印鑑）を押したものを、本人の印鑑証

明書とともに提出して下さい。

② 代理人の本人確認資料（※2）

代理人をご持参の場合、※2に掲げる書類のうち、いずれか1点をご提出下さい。

4. 手数料

開示の請求をする場合には、次の手数料が必要となりますので、上記必要書類を提出される際に併せて手数料をお支払い下さい。

本人をご持参の場合 500 円／通

ご郵送の場合及び代理人をご持参の場合 1,000 円／通

（ご郵送の場合は、ゆうちょ銀行発行の定額小為替証書にして同封して下さい）

なお、本手数料は「登録情報がない」場合であっても返却いたしませんので、あらかじめご了承下さい。

5. 開示報告書の交付方法

（1）開示請求を本人をご持参の場合

窓口で交付いたします。

（2）開示請求をご郵送の場合及び代理人をご持参の場合

開示報告書は本人宛に「本人限定受取郵便（特例型）」（※3）で郵送いたします。代理人に交付すること及び代理人宛に送付することはできませんのでご了承下さい。

II. 異議申立を求める場合

登録内容が事実でない等の本会が管理する損金未払委託者に係る個人情報に対する異議の申立は、情報を登録した会員または本会で受け付けます。

本会に対する異議申立受付の手続きは、以下のとおりです。（会員に対する異議申立受付の手続きは、各会員の定めるところによります。）

1. 登録情報の訂正等異議申立ができる方

ご本人またはご本人の代理人

2. 異議申立する方法

郵送または本会へご持参下さい

（提出先）〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 7階

日本商品先物振興協会

電話番号 03-3664-5731

FAX番号 03-3664-5733

（取扱時間）平日午前9時～正午、午後1時～午後5時

3. 必要書類等

(1) 異議申立書

登録情報の開示を受け、情報の訂正等を申し立てる場合は、所定の用紙に必要事項をご記入して下さい。

(2) 登録情報開示報告書の写し

登録情報の開示を受けた際の登録情報開示報告書の写しを添付して下さい。

(3) 本人確認資料（※1）

本人確認のための公的な証明書等の写し（氏名、生年月日、住所を確認できるもの）を添付して下さい。

① 本人がご持参またはご郵送の場合

※1に掲げる書類のうち、いずれか1点をご提出下さい。

② 代理人がご持参またはご郵送の場合

※1に掲げる書類のうち、gを除くいずれか1点をご提出下さい。

(4) 代理人の本人確認資料等

代理人によって開示の請求を行う場合には、代理権を証する書面及び代理人の本人確認のための公的な証明書等の写しを添付して下さい。

(代理人とは、開示等を求める本人が委任した代理人を指します)

① 代理権を証する書面

本人の委任状（雛形別添）に、記入漏れのないよう本人にご記入いただき、本人の実印（印鑑証明書と同じ印鑑）を押したものを、本人の印鑑証明書とともに提出して下さい。

② 代理人の本人確認資料（※2）

※2に掲げる書類のうち、いずれか1点をご提出下さい。

4. 異議申立受付後の取扱い

登録内容が事実でないなどの本会が管理する登録情報に関する異議申立を本会で受け付けた場合は、その情報を登録した会員に調査を依頼のうえ、後日、その結果を本人限定受取郵便（特例型）（※3）でご本人にご連絡いたします。

なお、登録内容が事実と異なる場合には、情報の訂正等はできません。

また、お申し出の内容から何がどのように間違っているとお申立なのかが明らかでない場合は、異議申立書を返却させていただく場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

※1 本人確認資料

本人確認資料は、日本国内で発行されたもので、有効期限内のものに限ります。

- a. 運転免許証
- b. パスポート（旅券）
- c. 写真付住民基本台帳カード
- d. 外国人登録証明書
- e. 健康保険の被保険者証
- f. 年金手帳
- g. 印鑑証明書と実印

（a～fは有効期限内のもののコピー（氏名、生年月日、住所が分かるようにコピーしてください。）、gの印鑑証明書は発行日から3ヵ月以内の原本）

※2 代理人の本人確認資料

代理人による開示請求の場合に必要です。代理人の本人確認資料は、日本国内で発行されたもので、有効期限内のものに限ります。

- a. 運転免許証
- b. パスポート（旅券）
- c. 写真付住民基本台帳カード
- d. 外国人登録証明書
- e. 健康保険の被保険者証
- f. 年金手帳
- g. 印鑑証明書と実印

（a～fは有効期限内のもののコピー（氏名、生年月日、住所が分かるようにコピーしてください。）、gの印鑑証明書は発行日から3ヵ月以内の原本）

※3 本人限定受取郵便（特例型）

本人限定受取郵便（特例型）は、郵便物に記載された名宛人ご本人氏か受け取ることができない郵便事業株式会社のサービスです。受取の際には、郵便事業株式会社が指定する本人確認資料が必要です。代理人宛には送付できませんのでご了承下さい。

郵便物を受取るには、次の方法があります。

- ・ 郵便局から名宛人に郵送された到着通知書及び本人確認資料をご持参して受取る方法
- ・ 郵便局に配達希望日・時間帯を電話連絡してご自宅に配達を依頼する方法